



2012年4月1日

セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントは許しません！！

1. 職場におけるセクシュアルハラスメント・パワーハラスメントは、働く人の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、働く人が能力を十分に発揮することの妨げにもなり、絶対にあってはならないものです。また、会社にとっても職場秩序や業務への支障にもつながり、社会的評価に悪影響を与える問題です。
会社は、ハラスメントの防止と根絶に向けて真剣に取り組んで参ります。

2. 我が社は下記の行為を許しません。

「就業規則第20条（セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントの禁止）」とは次のとおりです。

- (1) セクシュアルハラスメントに関する行為

- ① 職場において行われる性的な言動
- ② 職場において行われる性的な言動に対して拒否、抗議等を行った従業員に対する不利益を与える行為

■ 「就業規則第20条に別途定める『ハラスメント防止に関する規程』第4条（セクハラ行為の禁止）」のセクハラ行為とは次のとおりです。

- ① 性的な冗談や性的な噂をすること
- ② 必要なく身体に触れること
- ③ 性的な関係を強要すること
- ④ 過剰な顧客接待を強要すること
- ⑤ 職場の従業員の服装、身体または外見に関して性的な話題をすること
- ⑥ 相手が固辞しているにもかかわらず、職場の従業員をしつこく食事やデート等に誘うこと
- ⑦ 職場の従業員を何回もじっと見つめたり、職場の内外でつけ回すこと
- ⑧ 性的な漫画や雑誌、写真等を見せること
- ⑨ スーツ写真等を社内に掲示したり、パソコンの画面に設定すること
- ⑩ 頼まれてもいないのに首や肩のマッサージ等をする事
- ⑪ プライベートなことをしつこく聞くこと

(恋人はいるのか？ 結婚しないのか？ 子供はまだか？ など)